

監 査 第 8 号

平成 27 年 4 月 28 日

請求人 小山 顕 様

請求人 土岐 哲也 様

請求人代理人

弁護士 村田 正人 様

三重県監査委員 福 井 信 行

三重県監査委員 中 嶋 年 規

三重県監査委員 森 野 真 治

三重県監査委員 田 中 正 孝

### 住民監査請求について

平成 27 年 4 月 20 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

### 記

#### 第 1 監査の請求

1 本件請求の趣旨について、次のとおり理解した。

( 1 ) 三重県県土整備部は、平成 26 年 6 月 30 日、次の 4 件の入札（以下 4 件の入札を併せて「本件入札」という。）を公告した。

ア 平成 26 年度公共土木施設維管第 0 - 分 6006 号一般国道 164 号外(北勢地区)  
公共土木施設維持管理（路面清掃）業務委託

イ 平成 26 年度公共土木施設維管第 0 - 分 6005 号一般国道 163 号外(中勢地区)  
公共土木施設維持管理（路面清掃）業務委託

ウ 平成 26 年度公共土木施設維管第 0 - 分 6004 号一般国道 166 号外(南勢地区)  
公共土木施設維持管理（路面清掃）業務委託（以下「南勢地区業務委託」という。）

エ 平成 26 年度公共土木施設維管第 0 - 分 6003 号一般国道 169 号外（東紀州地区）  
公共土木施設維持管理（路面清掃）業務委託（以下「東紀州地区業務委託」という。）

（以下 4 件の業務委託を併せて「本件業務委託」という。）

( 2 ) 公告の企業要件 ( 競争参加資格 ) は、「単独又は共同企業体の構成員 ( 出資比率が 20% 以上のものに限ります。以下同じ。 ) である元請けとして、平成 11 年度以降に完成し、かつ、引渡しが進んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等 ( 国の機関、地方公共団体 ( 法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体 )、法人税法 ( 昭和 40 年法律第 34 号 ) 別表第 1 に掲げる公共法人又は国土交通省令で定める法人 ( 建設業法施行規則 ( 昭和 24 年建設省令第 14 号 ) 第 18 条に規定する法人 ) をいいます。 ) 発注の 1 契約あたり実施距離 400 k m 以上の路面清掃業務」である。

( 3 ) この入札参加資格 ( 以下「本件参加資格」という。 ) は入札直前に引き上げられた不当なものであり、従前に入札参加資格は、1 契約あたりの実施距離 200 k m であった。

( 4 ) 請求人らが役員である会社 ( 以下「請求人らの会社」という。 ) は、平成 25 年度に津市の路面清掃で 309 k m の実施実績を作ったが、突然に入札参加資格が 2 倍に引き上げられたことにより、入札参加資格を失った。

( 5 ) 入札参加条件の引き上げは、新規参入業者を排除するもので不合理な引き上げである。

なぜならば、

平成 21 年度から平成 25 年度までの入札参加資格は 200 k m であった。

三重県は、入札参加資格を 200 k m から 400 k m に引き上げたのは、従前 1 年ごとの入札を 2 年間の路面清掃工事に変更したためであると説明しているが、ほかの入札では、1 年の工事を 2 年の工事に変更しても入札参加資格の変更はしていない。

平成 21 年度から平成 25 年度までの落札者は、ほぼ同じ業者 ( 一位不動 ) であり、官民談合の結果である。

( 6 ) 落札の結果は、予想された業者が予想された落札率で落札しており ( 一位不動と 90% 以上の落札率 )、形は「条件付き一般競争入札」であるが、実質的には、「1 契約あたり 400 k m」への参加要件 ( 企業要件 ) への引き上げにより、新規参入業者を排除して三重県の路面清掃の実績のある 7 社に限定して入札を実施したものであり、入札の実質は、7 社限定の指名入札である。

本件参加資格である「平成 25 年度に 1 契約あたり 400 k m」の実績を作れる路面清掃業務は、三重県発注の路面清掃業務しか存在しないから、三重県発注の路

面清掃業務を実施した実績のある企業しか入札に参加させないというに等しい企業要件であり、不当な企業要件である。

平成 25 年度において、「平成 25 年度に 1 契約あたり 400 k m」の実績を作れる公共の路面清掃業務は存在しない。新規参入業者が、平成 25 年度において、いかに企業努力をしても「平成 25 年度に 1 契約あたり 400 k m」の企業要件を満たすことはできない不可能な企業要件である。

平成 25 年度の企業要件では、「平成 24 年度に 1 契約あたり 200 k m」というものであるから、わずかに津市の路面清掃業務だけが、この要件を満たすものとして存在し、請求人らの会社は、津市の路面清掃業務を受託してこの要件を充足した。津市以外の路面清掃業務は、四日市市のように 1 契約あたりの路面清掃距離は 30 k m であり、とても「1 契約あたり 200 k m」に及ばない。

このような不合理な企業要件の設定は、「条件付き一般入札」の装いをしながら、実質的には、新規参入業者を閉め出し、競争入札のメリットである競争による落札価格の低下を実現できないものであり、実態的には 7 社の指名入札に他ならないから、羊頭狗肉の「一般入札」である。すなわち、表面上は、条件付き競争入札であるが、条件を厳しくすることで競争を 7 社に絞った 7 社の指名入札である。

( 7 ) 本件入札の開札の結果、請求人らの会社は、南勢地区業務委託を予定価格の 87%、また、東紀州地区業務委託を予定価格の 86% で入札した。

南勢地区業務委託では、第 1 位の請求人らの会社の 5640 万円の入札が排除され、第 2 位の業者が 6050 万円で落札したことで、410 万円の損害が生じたことになる。

東紀州地区業務委託では、第 1 位の請求人らの会社の 1590 万円の入札が排除され、第 2 位の業者が 1720 万円で落札したことで、130 万円の損害が生じたことになる。

その合計は 540 万円であり、決して見逃せない公金の無駄使いである。請求人らの会社の入札を認めていれば、予定価格の 86% から 87% での落札が可能であったことは、本件入札における入札各社の入札価格の事実が証明している。

本件入札の結果は、事前予想どおりの業者が 90% 以上で入札しており、東紀州地区においては 2 社の隔年入れ替わりの入札、南勢地区、中勢地区においては平成 18 年度以降、同一業者の入札が繰り返されている。8 年以上にわたり、固定した同一業者による 90% 以上の落札結果は、談合でしか実現できない入札結果である。

( 8 ) 県土整備部は、県が発注する業務のなかでも突出して施工延長が長いこと、県民生活に多大な影響を及ぼす旨説明するが、路面清掃作業は、車両が縦列をする作業であり、停車して作業を行うものではないから、作業が近隣住民に多大な影響を及ぼす事はない。きわめて一過性の作業で、一時的なものであって、道路工事のような多大な影響を県民生活に及ぼすものではない。施工延長が長いとしても、道路工事のように施工期間全部が長期間にわたり片側通行となるようなことはないから、施工延長が長いことは、「1 契約あたり 400 k m」への企業要件の引き上げを合理化する理由とはならない。

そもそも、単年度契約をしてきた平成 25 年度までの参加要件である「1 契約あたり 200 k m」の要件そのものが、なぜ、どのような理由で設定され、維持されてきたのかについて説明ができていない。原初の「1 契約あたり 200 k m」の企業要件の合理性も説明できないにもかかわらず、「1 契約あたり 400 k m」の企業要件への引き上げを合理的に説明することはできない。

国土交通省の路面清掃業務委託や、他府県の路面清掃業務委託では、県土整備部のような不合理な企業要件の設定はない。

企業要件の引き上げという重要な政策課題について、引き上げによるメリットとデメリットの比較検討、費用対効果などで、十分な内部検討がなされた形跡はない。

県土整備部は、「複数年契約としたことにより、求める施工実績等を前年度より高くした事例がある。」としているが、その事例は、港湾管理業務の 250 万円以上から 500 万円への引き上げで、公共工事の種別は土木一式工事であり、企業要件も土木一式工事（請負金額 500 万円以上）の施工実績又は除草業務委託、もしくは除草業務を含む港湾管理業務委託の実績で、このような内容であれば、建設業の許可を有している企業のどこでも有しているような一般的な企業要件で、入札に参加している業者ならどの業者でも入札参加ができる容易な企業要件である。格付けも ABC ランクと幅が広く、当該事例の所轄である松阪建設事務所管内の全社が入ると言っても過言ではない。企業要件を 2 倍に引き上げたとしても、県内の多くの企業が参加資格を従前どおり有するきわめてゆるい参加要件の引き上げであり、引き上げにより入札に参加できなくなる企業はないに等しい。

( 9 ) 本件参加資格の設定は、既存路面清掃業者の利益擁護に走ったもので、不合理かつ不当なものであり、官が用意した談合、即ち官民談合であって、本件入札は無効である。仮にそうでないとしても、不合理な企業要件の設置により、新規参入業者の入札参加を規制した一般入札であり、地方財政法第 4 条( 予算の執行等 ) が定める「地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」との規定に反する違法な支出である。

(10) 今後も同様の企業要件が維持されることにより、7社の固定した指名入札が維持され、官民談合の維持と永続が続き、新規参入業者の参入が排除され、公正な競争が排除され、その結果、落札率が低下せず、三重県の公費が無駄に支出される不健全な事態が続くことになる。これは、県財政への負担を永続的に強いる違法な財務会計行為である。

(11) よって、違法で無効な南勢地区業務委託の契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払いの専決をした県土整備部長と、契約の締結及び支出負担行為の執行をした三重県知事、支出命令及び支払いの執行をした県土整備部長に対し、談合落札をした落札業者と連帯して共同不法行為責任を問うなど、三重県が被った損害410万円を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

また、違法で無効な東紀州地区業務委託の契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払いについて専決をした県土整備財務課長と、契約の締結及び支出負担行為の執行をした三重県知事、支出命令及び支払いの執行をした県土整備部長に対し、談合落札をした落札業者と連帯して共同不法行為責任を問うなど、三重県が被った損害130万円を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

## 第2 監査委員の判断

(1) 本件請求において、請求人らは、本件参加資格によって、新規参入業者が排除され、官民談合が維持されるなど、落札率が低下せず、三重県の公費が無駄に支出されることになるから、南勢地区業務委託及び東紀州地区業務委託における損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求めているものと解される。

(2) 南勢地区業務委託と東紀州地区業務委託を含む本件業務委託については、先に異なる住民から住民監査請求(以下「先の請求」という。)がなされており、本件請求は、先の請求と同一の財務会計上の行為及びそこから派生する行為について、同一の違法又は不当事由を主張しているものと認められる。

(3) 先の請求については、既に請求には理由がないと判断し、その結果を、平成26年9月24日付け三重県公報第2634号にて公表している。

また、本件請求について、この判断を変更する事情は認められない。

(4) ところで、異なる請求人からなされた同一内容の住民監査請求については、既に行った監査の結果に基づいて、請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるものとされている(昭和34年3月19日行政実例)。

よって、本件請求については、改めて監査を実施するまでもなく、既に監査を実施した平成26年9月24日付け三重県公報登載の監査結果の公表公告をもって、本件請求の監査結果とする。

(5) なお、請求人らの意見陳述は、監査の実施を前提としており、今回、改めて監査を実施しないことから、実施しない。